日までの間に係るものに限り、第二条の規定にかかわらず、その者に対応する第二条の表の議員報

議長、副議長及び議員の議員報酬の月額は、平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一

百分の五を、副議長にあっては百分の四を、議員にあっては百分の三を乗じて得た額を減じて得た 酬額の欄に掲げる月額 (以下この項において「基礎額」という。) から、基礎額に議長にあっては 正する。

附則に次の一項を加える。

(平成二十五年度における議員報酬の特例)

県議会議員の議員報酬等に関する条例(平成十二年宮城県条例第九十五号)の一部を次のように改

県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

○宮城県条例第三十七号

次

目

条例 (議員発議)

○県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

条 例

県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。 平成二十五年三月二十六日

村 井 嘉

宮城県知事

浩

ページ

行

城 宮 (総務部私学文書課) 宮城県仙台市青葉区 本町三丁目8番1号 電話 022(211)2267 (毎週火,金曜日発行)

額とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬の月額は、基礎額とする。

則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。